

【現地発緊急ウェビナー】

新型コロナウィルスをめぐる英国／ドイツの現状と企業の対応

「ドイツの現状と企業の対応」

2020年5月15日

日本貿易振興機構（ジェトロ）

デュッセルドルフ事務所 渡邊 全佳

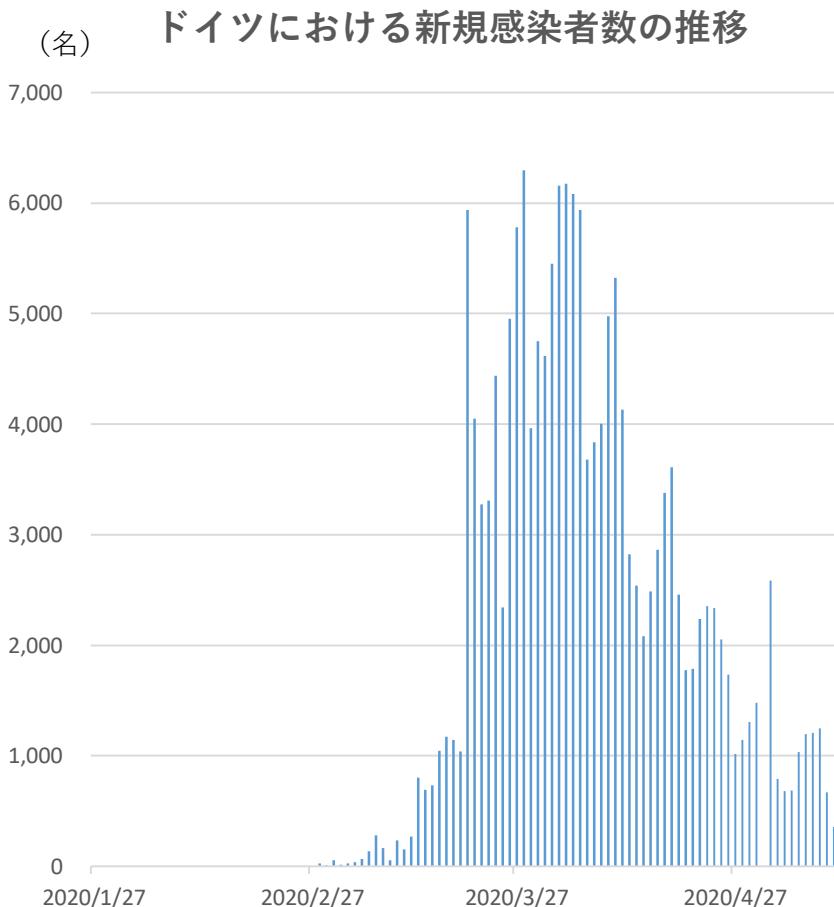


ジェトロ・デュッセルドルフ事務所
所長 渡邊 全佳

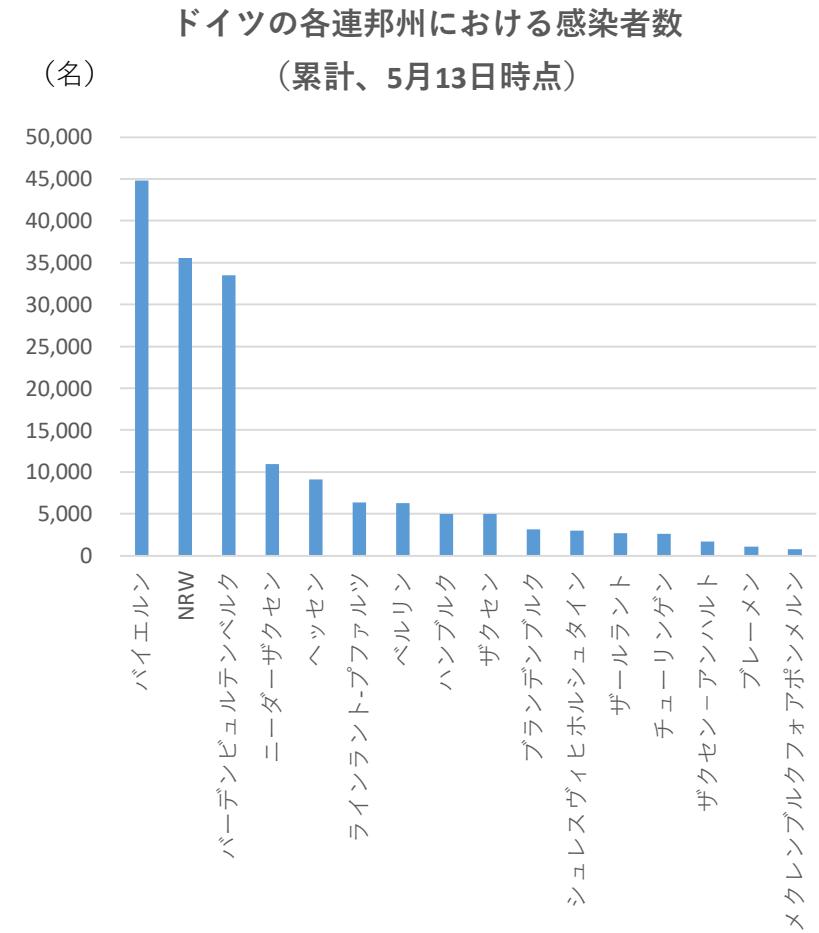
1988年ジェトロ入会
デュッセルドルフ事務所（1995～1998年）
ロサンゼルス事務所（2005年～2008年）
ドバイ事務所（2013年～2015年）

1. 感染状況

- ドイツにおける新規感染者数は4月の中旬～下旬にかけて減少傾向に。
- 州別にみると、バイエルン州、NRW州、バーデン・ビュルテンベルク州の3州の感染者数が多く報告されている。



出所: 欧州疾病予防管理センター



出所: RKI

2.拡大防止対応の推移

タイムライン	主な動き
1月27日	ドイツで初めての感染者が発覚。
1月31日	中国武漢からドイツ人約100名が2月1日をめどに帰国。
2月4日	EUおよびG7の健康関連大臣で協力を確認
2月24日	イタリアでの感染拡大を受け、シュバーン保健相がドイツでの感染拡大の可能性について言及。
2月26日	NRW州・BW州などでも感染者を確認。中国からの入国便に適用されていた乗客の健康調査票記入内容に基づくパイロットによる完成タワーへの報告について、将来的にイラン、韓国、日本およびイタリアに拡大することを検討。
3月15日	新型コロナウイルスの感染拡大を阻止するため、連邦政府は、オーストリア、スイス、フランス、ルクセンブルク、デンマークとの国境で、暫定的な国境管理を開始する旨を発表
3月16日	社会生活上のさらなる接触制限措置に関する連邦政府と各州政府の間で合意内容を発表。バー、ナイトクラブ、劇場、オペラ座、見本市、子供の遊び場などは閉鎖、スポーツ施設等の施設禁止、教会等の宗教施設における会合の禁止など
3月17日	EUへの入域制限に関する欧州委員会の提案に従い、非EU市民、非EFTA市民、非英國市民のEUへの入域を30日間制限する旨を発表。
3月18日	3月15日発表の国境管理強化に関する追加措置を発表。対象国としてイタリアとスペインを追加、陸路のみでなく、航空機・船舶を利用した移動についても対象に。
3月22日	連邦政府と各州政府の間で合意した、拡散防止のための新たなガイドラインを発表。これまでのガイドラインを拡大、ドイツ全土で統一した社会生活上の接触制限措置を定めるもの。
4月9日	内務省は、国籍を問わず、すべてのドイツへの入国者に対する14日間の隔離措置の実施に向けたモデル規程を発表。各連邦州による規程整備を経て、概ね4月10日から開始。
4月15日	<ul style="list-style-type: none"> 連邦政府と各州政府は、現在実施されている制限措置の緩和に話し合意。接触制限等の措置は5月3日まで延長、大規模イベントは少なくとも8月31日まで禁止、800平方メートル以下の全ての店舗及び自動車・自転車取扱業者、書店の営業再開許可など。この合意に基づき、各州は具体的な措置を定める政令を策定・実施。 内務省は、EU域内の国境管理および入国制限措置を、それぞれ2020年5月4日、同15日まで延長すると発表。
4月16日	ハイル労働社会相は、ドイツ全土で適用される明確かつ義務的な労働者保護の基準を提示
4月21日以降	買い物と公共交通機関利用時にマスク着用もしくは布（マフラー・タオル等）で口と鼻を布で覆うことを全16の連邦州で義務化
4月30日	メルケル首相は、制限措置の緩和に関する連邦政府と各州政府の間の合意事項を発表。感染防止のための一定のルールのもと、教会等の宗教施設における会合や子供の遊び場の再開や文化施設、美術館、動物園等の営業再開を許可。
5月6日	<ul style="list-style-type: none"> メルケル首相は、制限措置を段階的に緩和すると発表、保健衛生措置は当面の間延長、接触制限は6月5日まで延長。 3月16日より一時的に行っている陸路における国境管理（オーストリア、スイス、フランス、ルクセンブルク、デンマーク国境での検閲）を5月15日まで延長
5月13日	<ul style="list-style-type: none"> 5月15日まで延長されていた国境管理措置について、ルクセンブルクとの国境については5月15日で終了すると発表。デンマークについては調整中、フランス、オーストリア及びスイスとの国境ならびにイタリア及びスペインとの空路国境における暫定的国境管理は6月15日まで延長。 EU域外国境に関しては、欧州委員会提案に応じ、第三国からの入国制限を6月15日まで延長。

3.具体的拡大防止策

〈出入国関係〉

3月17日にはEUへの入域制限に関する欧州委員会の提案に従い、非EU市民、非EFTA市民、非英國市民のEUへの入域を30日間制限する措置を発動。

1. 入域制限の範囲：

○対象：EU及びシェンゲン域外からのすべての不要不急の渡航（日本を含む）

○免除対象：

- EU市民、シェンゲン協定加盟国の国民及びその家族
- 長期滞在資格（Aufenthaltstitel）を有する外国籍者

○適用除外

- 健康管理や高齢者ケアの専門家
- 国境を越える通勤者
- 国境を越える物流（貨物・物資輸送）の輸送人員
- 出身国または長期滞在資格が与えられた国へ帰国する乗換え旅客（トランジット）
- その他、緊急・人道的理由がある者等

2. 実施期間：30日間 → 6月15日まで延長（5月13日付）

参照) 在ドイツ日本国大使館 HP

https://www.de.emb-japan.go.jp/itpr_ja/konsular_coronavirus200313-1.html

3.具体的拡大防止策

〈国境管理の強化措置〉

- 3月16日、オーストリア、スイス、フランス、ルクセンブルク、デンマークとの国境で暫定的な国境管理を開始
- 3月18日、対象国としてイタリアとスペインが追加し、陸路のみでなく、航空機・船舶を利用した移動についても新たに国境管理の対象に。
- 5月13日、ルクセンブルクとの間の暫定的国境管理は5月15日をもって終了すると発表。デンマークとは終了に向けた協議を継続、フランス、オーストリア及びスイスとの国境並びにイタリア及びスペインとの空路国境における暫定的国境管理は6月15日まで延長

1. 対象箇所（5月13日現在）：

オーストリア、スイス、フランス、デンマーク（※）、イタリア、スペインとのシェンゲン協定域内国境
 （※）5月13日、連邦内務省は、デンマークとの国境における国境管理については終了する用意があると発表。終了時期については、今後デンマーク政府と合同で決定。

2. 措置内容（出入国管理を担当する警察官による国境管理強化）

- ドイツへの出入国について「十分に合理的な理由のない者」については、当該出入国を拒否される。ただし、ドイツ国籍者及びドイツの滞在資格を有する外国籍者は再入国可能。なお5月13日付の内務省プレスリリースにより、陸上国境における運用上の在り方について緩和する方針が発表されている。入国許可にあたっての十分に合理的な渡航理由の要求は原則として維持されるが、家族や個人的理由による渡航のための追加的な緩和がなされる。
- 国境を越える通勤者の出入国は可能（国境通過の必要性が存在することに関する適切な証明書類（労働契約書等）の携行が必要される）。
- 国境を越える物流（貨物・物資輸送）は維持。
- 観光目的のシェンゲンビザを所持する第三国国籍者の渡航は原則として認められない。
- EU市民及び第三国国籍者が、出身国または滞在資格（長期滞在資格）が与えられた国へ帰国する際に、ドイツを経由することは可能。
- 緊急の渡航理由のない渡航者（短期旅行者等）は、イタリア、スペイン、オーストリア、フランス、デンマーク、スイスからドイツ国内に到着する航空機・船舶のルートを通じた渡航が制限される（入国を伴わないトランジットエリア内での乗り継ぎは制限対象外）。（3月18日追加措置）

3. 実施期間 6月15日まで延長（5月13日付）

3.具体的拡大防止策

〈国内措置〉

- 3月16日、連邦政府と各州政府の間で合意した社会生活上のさらなる接触制限措置を発表。3月22日からは、公的空間における最低1.5メートルの距離確保やすべての飲食店の閉鎖（テイクアウトを除く）など、更なる厳しい措置を導入。
- 4月15日以降の段階的な緩和を経て、5月6日、メルケル首相は各州首相とテレビ会議を実施、制限措置の更なる緩和方針を発表。合意事項に基づき、各州政府は具体的な措置を定める改定政令を策定。
- メルケル首相は、「保健衛生措置が功を奏しており、新規感染は落ち着いた」としながらも、引き続き慎重な姿勢を維持。各州で緩和措置実施後、一つの市郡における過去7日間の新規感染者数が10万人あたり50人以上増の場合、市郡毎に制限措置を再導入することで確認。

【制限措置の一部緩和に関する連邦政府と各州政府の合意（5月6日）の主な内容】

- 保健衛生措置（公的空間における最低1.5メートルの距離確保及び特定の公共の場でのマスク着用義務）は当面の間延長され、接触制限は6月5日まで延長
- これまで自分の属する世帯以外との接触は1名に限り認められてきたが、今後は他の同一世帯に属する複数名との接触を認める。
- 緩和措置実施後、一つの市郡における過去7日間の新規感染者数が10万人あたり50人以上増の場合、市郡毎に制限措置を再導入する。
- 学校に関して、各州判断で段階的に再開。夏季休暇前までにすべての生徒が一日以上通学できるようにする。
- 緊急託児の対象を拡大し、就学を控える園児が夏季休暇前までに一度登園できるようにする。
- 屋外でのスポーツ施設は、段階的に再開可能。サッカー・ブンデスリーガ1部及び2部の試合は、5月後半から再開（無観客試合）を認可。
- 病院、介護施設及び高齢者施設に関し、特定の1名による定期的な訪問を認める。
- 感染予防対策を施した上で、全店舗の営業再開を認める。また、レストラン及び観光目的のための宿泊施設の営業、劇場・オペラハウス・コンサートホール及び映画館等の文化施設の段階的な再開に関しては、各州の対応に委ねる。
- 大規模イベントは引き続き少なくとも8月31日までは禁止。

出所：在ドイツ日本大使館

3.具体的拡大防止策（各州の対応）

- 緩和方針は各連邦州ごとに策定されている。再開できる施設や条件、再開可能日時は各州ごとで異なることから、州ごとに確認することが必要に。
- マスクによる保護や顧客同士の距離の確保等、厳格な保健衛生措置の遵守を条件に、販売店舗や飲食店、ホテルなどでの営業再開が可能に。さらに様々な種目や条件下でのスポーツの実施可否、教育機関（大学や初等・中等教育、保育所等）、文化施設等の再開時期なども定められている。

（小売店再開可能日時と顧客人数制限に関する条件の違い）

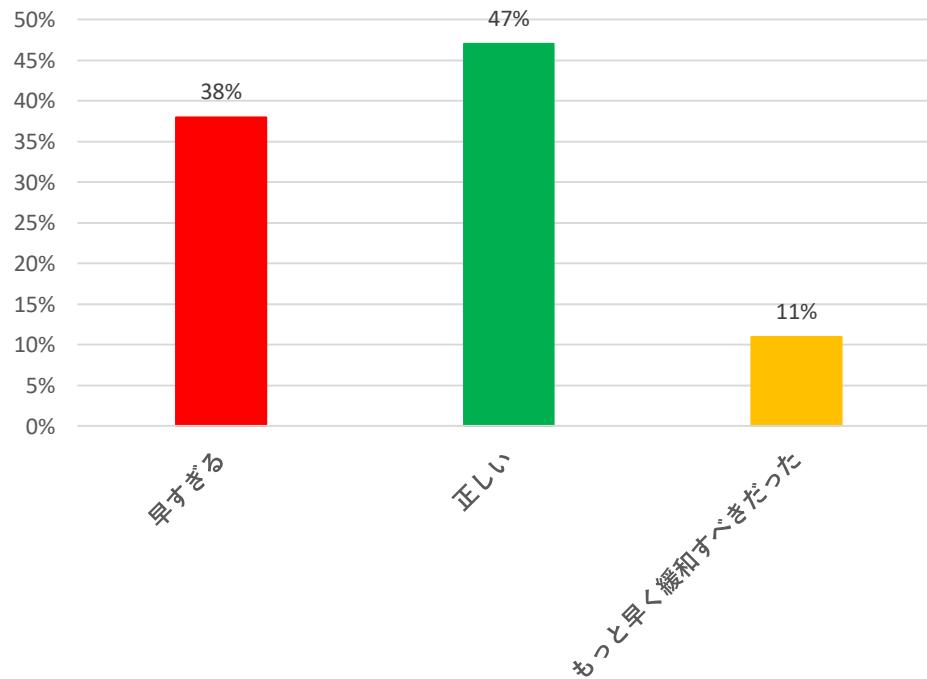
※詳細条件および最新情報は各州HPをご覧ください

州名	再開可能な日 (面積制限も撤廃)	以下の売り場面積に対して顧客1名まで許容
ベルリン州	5月9日	20平方メートル
NRW州	5月11日	10平方メートル
ヘッセン州	5月9日	20平方メートル
バイエルン州	5月11日	20平方メートル
バーデン・ビュルテンベルク州	5月4日	20平方メートル

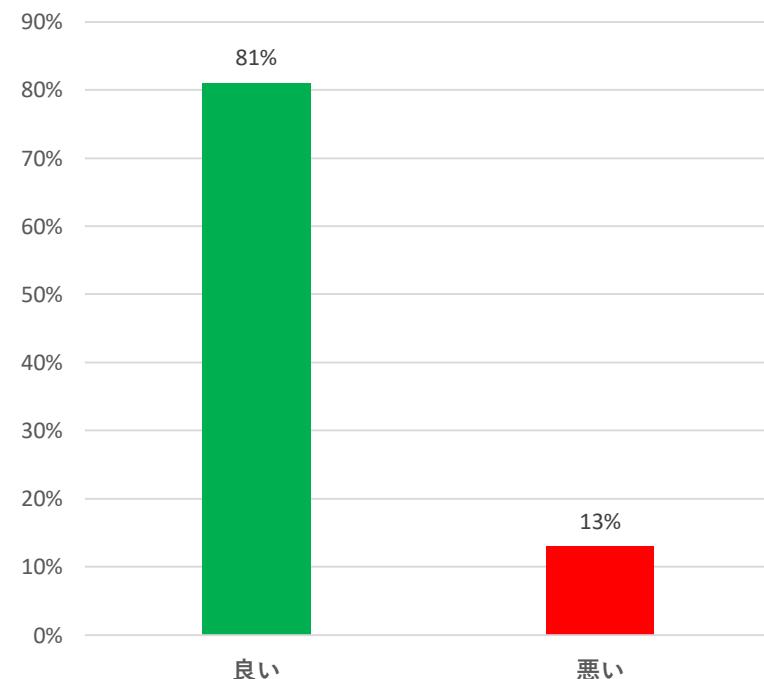
4.拡大防止策への反響

- 公共放送局のZDFが5月8日に発表した世論調査（実施日5月7日、電話調査における無作為抽出、対象者1,242名）によると、連邦政府による新型コロナウイルスの感染拡大防止対策の緩和について、一方、38%は「早すぎる」と回答した一方、47%の回答者は「正しい」と回答。「もっと早く緩和すべきだった」と回答した人も11%存在。
- 連邦政府による新型コロナウイルス関連の対応については、「良い」と回答した人の割合が81%で、政府の対応への高い評価が伺える。

連邦政府および連邦州政府による更なる緩和措置について



連邦政府による新型コロナウイルス関連の対応

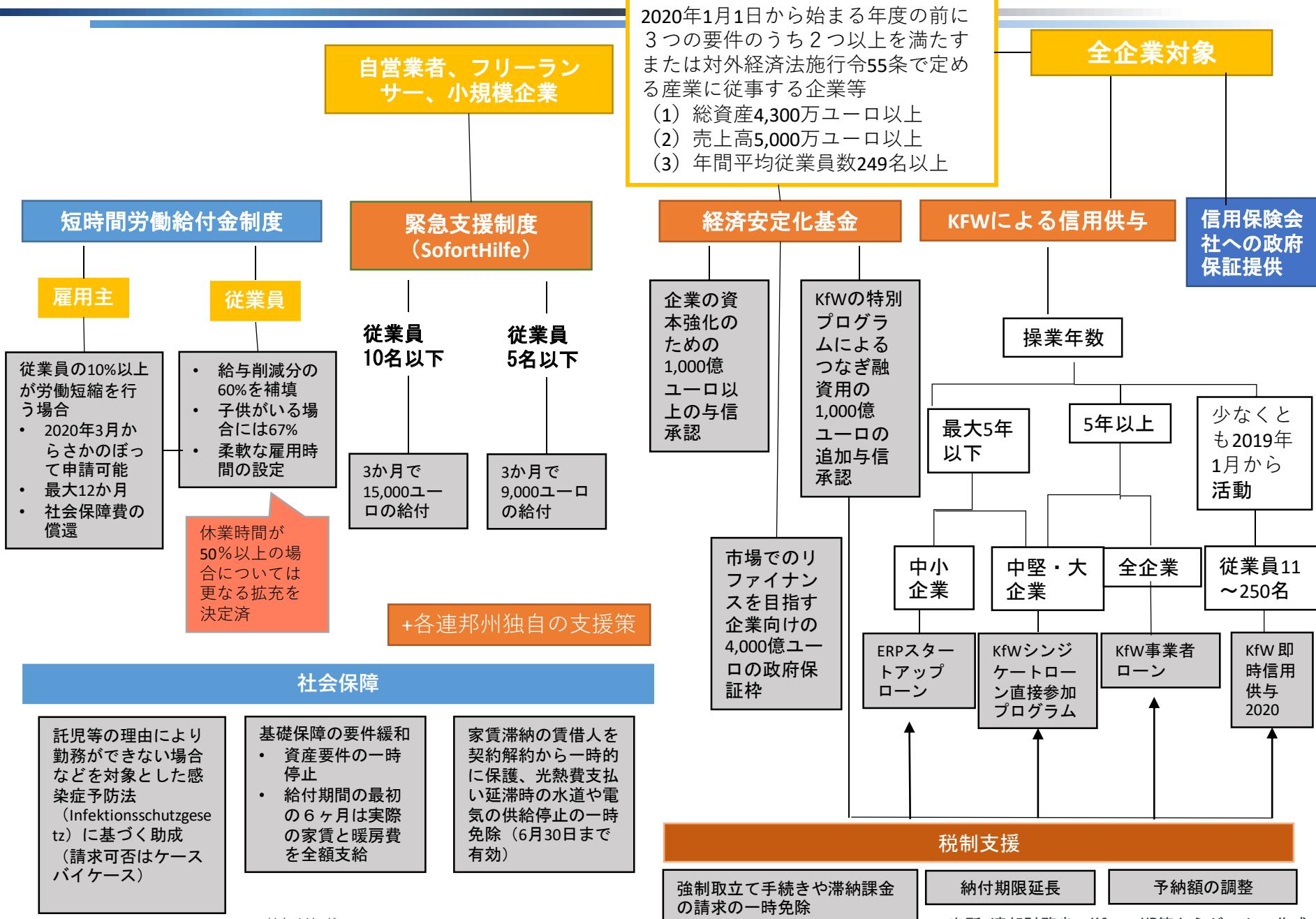


4.拡大防止策への反響

- 各産業団体からは、基本的には緩和方針を歓迎する一方、具体的な経済刺激策の欠如を指摘する声や保育園や託児所の早期再開、更なる金銭的支援や国境管理措置の緩和などを求める声も。
- 連邦州ごとに異なる緩和方針が打ち出されることについては賛否両論が上がる。

団体名	コメント概要
ドイツ産業連盟（BDI）	政府による緩和策を歓迎する一方、 <u>協調的な出口戦略</u> が欠けていると批判。各地域が独自の緩和を行うのは連邦制の特性を活かしたもので理にかなっている。一方、議会の夏季休暇が迫る中、政府が発表した経済刺激策の詳細を迅速に取りまとめる必要性を強調。活発な経済活動には信頼できる <u>検査体制の構築</u> が不可欠。国内の検査機関のキャパシティをフルに活用することを要望。
ドイツ機械工業連盟（VDMA）	新型コロナウイルスの対策の段階的な緩和を歓迎。組立工やサービススタッフが国境を越えた移動が可能になるように、 <u>EU単一市場</u> で国境の再開および一貫した規定が必要と指摘。
ドイツ手工業中央連盟（ZDH）	接触制限措置緩和を歓迎する一方、各連邦州によって緩和度合いが異なる点を危惧、全国的な透明性を備えたより統一されたガイドラインに合意する必要があったと指摘。託児問題に関しては依然として正常化へのボトルネックになっており、協調的な対策を要望。
ドイツホテル・飲食店業連盟（DEHOGA）	レストランやホテルに関する具体的な再開予定を歓迎する一方、 <u>直接的な資金支援</u> を含む救済策を要求。（顧客や従業員の）適正距離の確保や厳格な衛生規制に準拠するは <u>コスト要因</u> にもなり、営業は今後の課題。各州が接触制限や防疫対策、業界固有の要件に関して最大限統一的な規則に合意できれば、顧客と企業側双方にとって有益。
ドイツ中小企業連盟（BVMW）	より幅広い緩和を要求。経済はより早く再開されなければならず、 <u>社会的接触制限措置の6月5日までの延長</u> を「受け入れられない」と強く批判。さらに、保育園が閉園している間は出勤できない従業員が多いため、保育園をより早い段階で再開させることが必要と指摘。
ドイツ卸・貿易業協会（BGA）	社会的接触制限措置の更なる緩和が可能かつ必要と指摘。セクター別の解決法の提示ではなく、一般的に適用される規則や構造的な計画、全産業に対しての透明性の高いアプローチが必要。これは経済支援策も同様で、経済全体を支援すべき。 <u>ドイツは法人税が32%</u> と世界的に見ても企業負担が大きく、法人税改革などのビジネス活動の枠組み改善が必要。

5.連邦政府等による支援策



5.連邦政府等による支援策

- 3月13日、短時間労働給付金制度の柔軟性向上（次ページ参照）のほか、税関連の流動性（資金繰り）支援、4,600億ユーロ規模の企業向け緊急融資などを柱とした経済対策パッケージを発表

1. 納税期限延長

- 企業の資金繰りを支援するため、納税が困難な納税者は納税延期、前年比で減収が見込まれる場合は予納金額の減額が可能、新型コロナウイルス感染拡大の直接的な影響を受けているケースでは、関連書類の提出遅れや税納付の遅延による延滞金や制裁措置の適用を2020年12月31日まで保留する。

2. 保証・融資による流動性支援

- サプライチェーンの混乱や需要の大幅減少に伴う売上減少が見込まれる一方で、事業運営コストの削減は困難であり、健全な企業が財政難に陥る状況を回避するために緊急融資を提供する。
- 連邦政府の支援により、国営金融機関のドイツ復興金融公庫（KfW）は4,600億ユーロの信用保証枠を設定、企業は取引銀行を通じて申請。企業の創業年数や売上高に応じて事業運転資金の融資プログラムが用意され、信用リスク評価の基準緩和や、年間売上高が最大20億ユーロ（以前は5億ユーロ）の大企業も対象とするなど、幅広い事業者による融資へのアクセスを可能とした。
- 連邦政府が指定する保証銀行においても、保証金額が125万ユーロから250万ユーロに増額され、保証において連邦政府が負うリスクシェアを10%拡大するなどの措置がとられる。

3. 欧州レベルでの協調

- ショルツ財務相とアルトマイヤー経済・エネルギー相は、欧州レベルでの協調的かつ決定的な行動を提唱。
- 欧州のパートナー国との緊密な協議により、新型コロナウイルスの対応を進める。欧州委員会が提案した250億ユーロ規模の「コロナ対策投資イニシアチブ」も歓迎

5.連邦政府等による支援策

短時間労働給付金制度とは？

- 景気後退等による操業短縮に伴って従業員を休業(部分休業を含む)させた場合に、従業員の賃金減少分の60%(扶養義務がある子を有する場合は67%)を助成する制度。
- 操短手当を利用して熟練従業員を解雇せずに短時間労働に移行することで、熟練者の保有する技能を社内に留めることができるために、失業の抑制や企業内の技能維持に一定の効果があるとされる。

<新型コロナウィルス対策による緩和事項>

- 短時間労働への切り替えを容易にして解雇を回避することを目的に、この適用要件をこれまでの「従業員数の3分の1に労働時間短縮を適用する場合」から「従業員の10%以上が10%以上賃金報酬を減らされる場合」に変更。
- 社会保険料を連邦雇用庁が全額補償。
- 短時間労働給付金は最長12カ月間受給が可能。一定条件下では、21カ月の受給が可能。
- 派遣労働者も短時間労働給付金の受給対象に。

- 休業時間が50%以上の場合、短時間労働給付金の支給額について、3か月後には給与削減分の60%から70%（子供がいる場合には67%→77%）に、6か月後に80%（同じく87%）に引き上げ
- これらの措置は2020年末まで適用。

<最近の動向>

30万8,000人

•2020年4月の失業者増加数

75万1,000件

•2020年3月4月の短時間労働給付金制度申請件数

1,010万人

•上記申請件数に基づく短期労働者数（最大予測値）

閣議決定済
(4月29日付)

5.連邦政府等による支援策

- 3月23日、オラフ・ショルツ財務相とペーター・アルトマイヤー経済・エネルギー相は、これまでの新型コロナウイルスに対応する緊急対策パッケージの大型追加措置を発表。

- **1,225億ユーロの補正予算を追加**

- ウイルス拡散防止策（個人保護具の調達、ワクチン開発と治療法の開発促進、連邦軍による支援サービス、および住民への情報提供）に35億ユーロ、パンデミックへの緊急対策用として550億ユーロ、保証および保証の分野で考えられる請求について約59億ユーロの引当金増額、中小企業への給付金500億ユーロなどを盛り込む。

- **零細企業及び個人事業主向けの給付金「連帯ファンド」**

- 零細企業（従業員10人未満）及び個人事業主等に対する支援は、融資ではなく給付金（課税対象）に決定。コロナ危機の影響で2020年3月11日以降に経済的困難に陥った企業を対象として、以下の金額を今後3カ月分の資金繰り支援としての給付金として支給。
 - ✓ 従業員5人以下（フルタイム相当）の事業者に対しては、最大9,000ユーロの一括支払い
 - ✓ 従業員10人以下（フルタイム相当）の事業者には同じく最大15,000ユーロの一括支払い
- 家賃（オフィス賃料）が20%以上の減額がされる場合でかつ補助金の予算に余剰がある場合には、さらに2か月間分の支給される可能性があり。
- 運用は州政府とし、各州政府予算と合わせての支援プログラムの設定が可能。

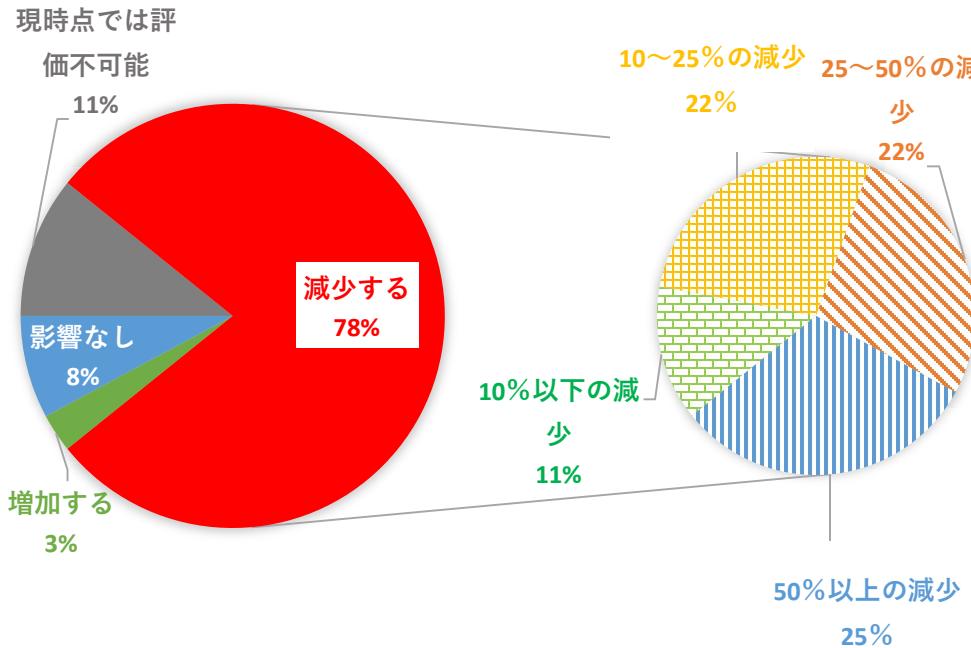
- **6,000億ユーロ規模の企業救済ファンド「経済安定化基金」の設立**

- 本来健全だった企業の流動性と支払い能力の確保、さらに資金不足に陥り、資金調達を求める優良ドイツ企業を買収などから防御する狙い。
- 当面は2021年末までの時限基金
- 市場でのリファイナンス（債務の借り換え）を目指す企業向けの4,000億ユーロの政府保証枠、企業の資本強化のための1,000億ユーロ以上の与信承認、ドイツ復興金融公庫（KfW）による特別プログラムへのつなぎ融資用の1,000億ユーロの追加与信承認。
- 対象は、以下の3つの要件のうち2つ以上を満たす企業。例外として対外経済法施行令55条で定める産業に従事する企業や安全保障や経済にとって同等の重要性を持つ企業や投資ラウンドにおいて拠出済み資本込みで最低5,000万ユーロの企業価値を有する大規模スタートアップ企業など。
 - (1) 総資産4,300万ユーロ以上
 - (2) 売上高5,000万ユーロ以上
 - (3) 年間平均従業員数249名以上

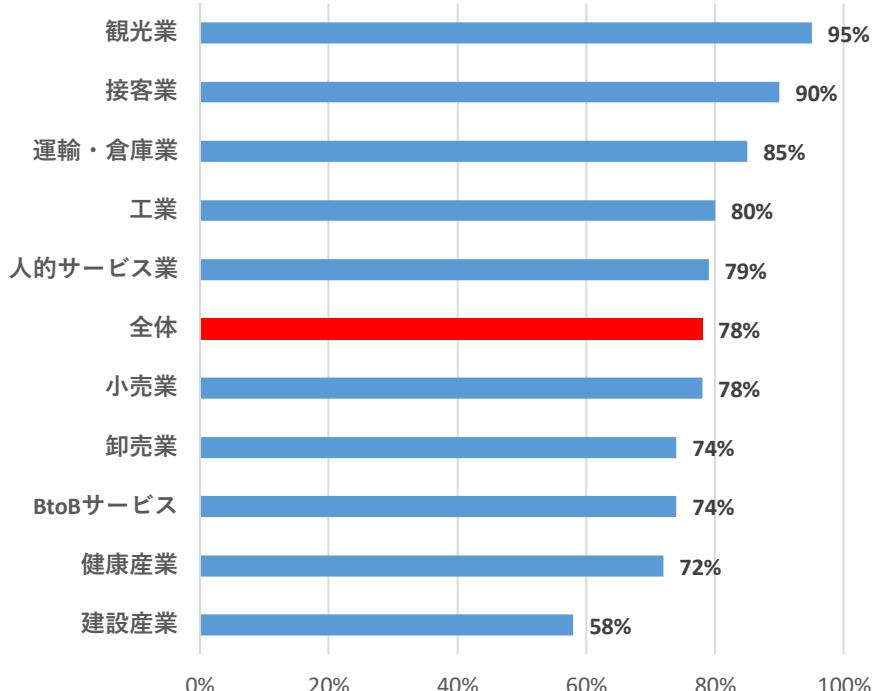
6. ドイツ企業への影響

- ドイツ商工会議所連合会が5月8日に発表した調査（対象約10,000社、調査期間5月4日～6日）によると、2020年の売上予測について、78%の企業が「減少する」と回答。さらにDIHKは、多くの製造関連企業にとって、生産停止と国境管理による国内外でのサプライチェーンの中断が課題と指摘。
- 売上への影響が特に大きい産業として、観光業（95%）や接客業（90%）があげられる。

新型コロナウイルスの2020年度売上へ影響



新型コロナウイルスの2020年度売上へ産業別影響

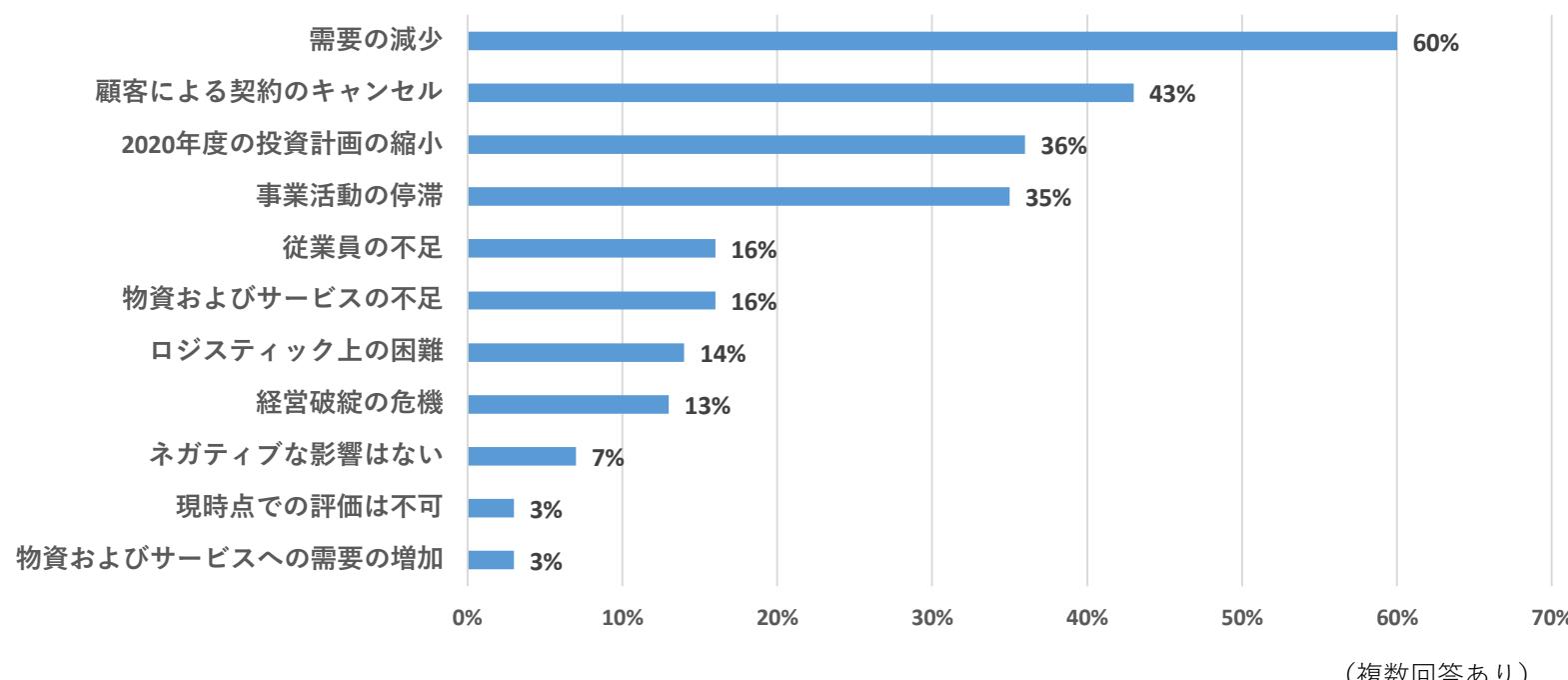


出所；ドイツ商工会議所連合会（DIHK）

6. ドイツ企業への影響

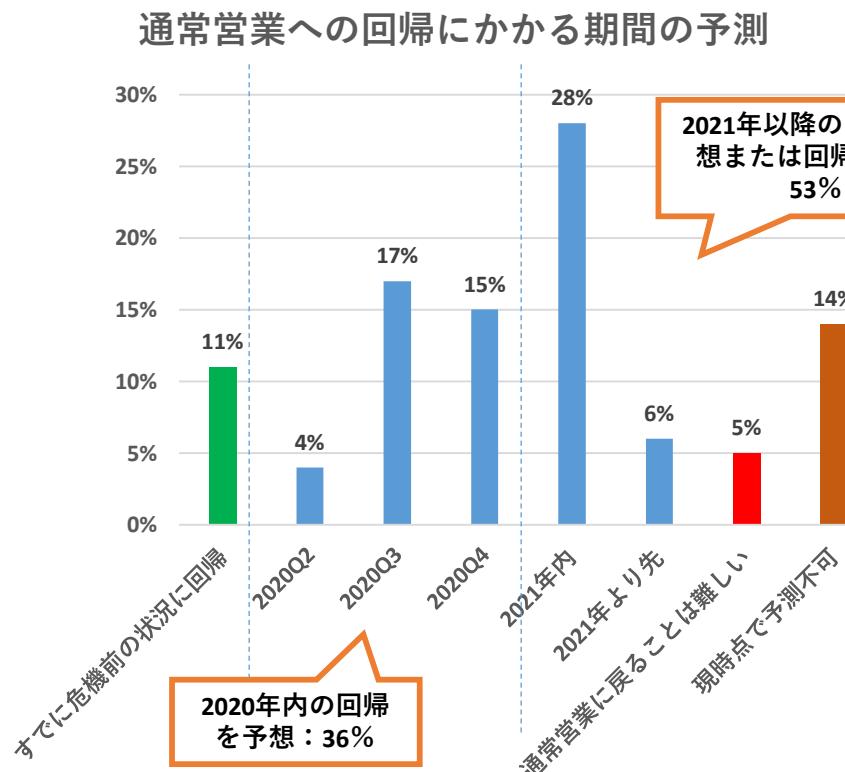
- 事業への具体的な影響としては、「需要の減少」を挙げた企業が60%と最も多く、「顧客による契約のキャンセル」（43%）、「2020年度の投資計画の縮小」（36%）、「事業活動の停滞」（35%）が続いた。
- DIHKは、需要の不足や困難な資金調達条件、今後の危機への不確実性の高まり等により、特に大企業からの投資計画を縮小している動きがあると指摘。この動きは資本財メーカーや建設業界に影響が波及する可能性があり、危機の悪化・長期化を警戒。
- 13%の企業が「経営破綻の危機」と回答。特に従業員19人以下の小規模企業では、15%と多くの企業が経営難を苦慮。

新型コロナウイルス拡大による事業への影響（複数回答あり）

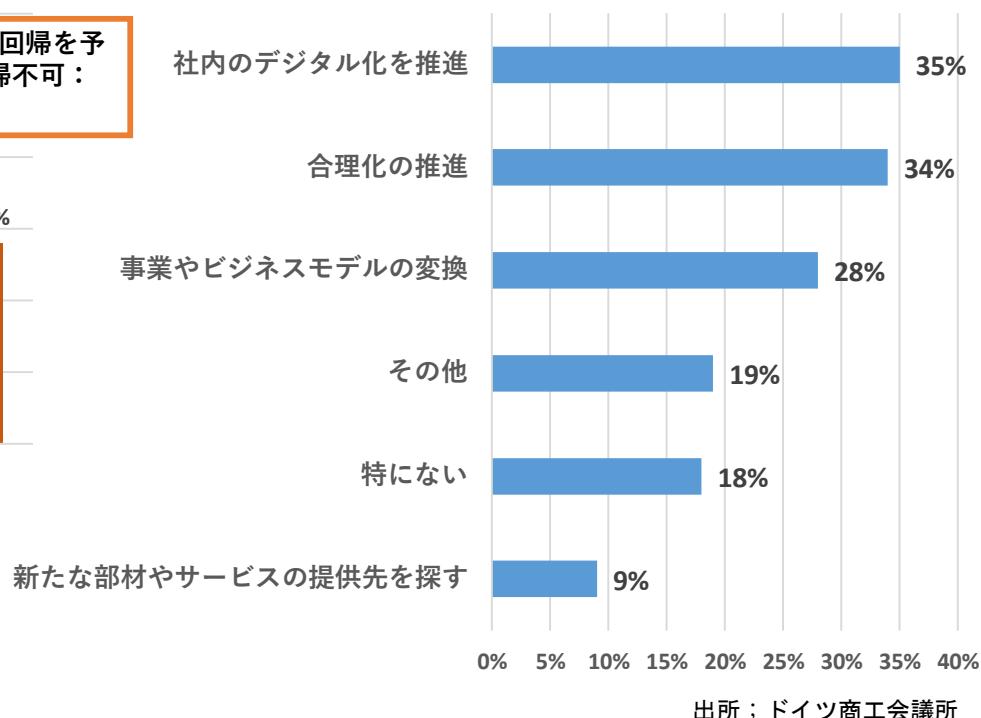


6. ドイツ企業への影響

- 建設産業などを中心に、回答企業の11%はすでに危機前の状況で稼働。一方、半数以上は2020年内の回帰が難しいと回答。観光業界では40%が2021年まで回帰を期待せず。
- 危機下において、多くの企業がリモートでのコミュニケーションなど、社内のデジタル化を推進。また4分の1以上の企業は事業やビジネスモデルの転換を図る。
- 国内外での工場閉鎖やサプライチェーンの寸断、国境管理等による物流のボトルネック等に対応するため、調達先の分散によるリスク新規調達先の発掘を行う動きも。



危機下における施策 (複数回答あり)



6. ドイツ企業への影響

- 2020年3月中旬からほぼすべてのメーカーが生産を停止、短期労働（Kurzarbeit）を導入。2020年第1四半期の自動車販売台数は2割程度減少した企業が多い。
- 各メーカーともに4月下旬から5月上旬に向けて生産を再開。最初は生産台数をかなり抑え、徐々に増やす形。需要が回復する中国向け部品・完成車工場から稼働していく企業もある。

企業名	生産停止・短期労働（Kurzarbeit）導入・連邦／州の支援	生産再開への動き	2020年1Qの販売状況等
VW	<ul style="list-style-type: none"> 乗用車部門は3月17日、欧州の生産工場およびVWグループの部品工場の一時停止を順次行うと発表。4月1日に同一時停止措置を4月19日の遅番まで延長すると発表 報道によると国内80,000名の従業員が短期労働を実施、いまだ3分の1は戻らず。 	<ul style="list-style-type: none"> 4月20日の週からはドイツ・ツビッカウおよびスロバキア・ブラチスラバの生産拠点、4月27日の週からはその他のドイツ、ポルトガル、スペイン、ロシア、全米の生産拠点、5月中には南アフリカ、アルゼンチン、ブラジル、メキシコの生産拠点において徐々に生産を再開。 	<ul style="list-style-type: none"> 2020年1Qの販売台数は200万台（前年同期比▲23.0%） 売上は5,510億ユーロ（▲8.3%） EBITは9億ユーロ（▲81.7%）
BMW	<ul style="list-style-type: none"> 3/18から、欧州のすべての生産工場および南アフリカのロスリン工場を停止。 ドイツ国内工場では2万人近くが短期労働を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 5/4から米国工場とベルリンのバイク工場が再開。5/11からDingolfing工場（ミュンヘン近郊）とメキシコ工場が再開、その他は早くて5/18から。 5/4から「BMW Welt」での車引き取り、販売等を再開。 	<ul style="list-style-type: none"> 2020年1Qの販売台数は47万7,111台（▲20.6%）。中国（▲30.9%）、欧州（▲18.3%）、米国（▲17.6%）。 中国は3月既に回復傾向。瀋陽工場は既に2月半ばから生産再開。
ダイムラー	<ul style="list-style-type: none"> 3/23～4/5まで欧州における大部分の生産工場および一部の管理部門の活動を停止。その後、ドイツでは4/6から短期労働導入。 	<ul style="list-style-type: none"> 4/20から駆動部門の工場を再開、メルセデスブランドの乗用車及びバンの組立生産も徐々に再開。一方、一部部門は引き続き短期労働を延長。 	<ul style="list-style-type: none"> 2020年1Qの販売台数は64万4,300台（▲17%）。

6. ドイツ企業への影響

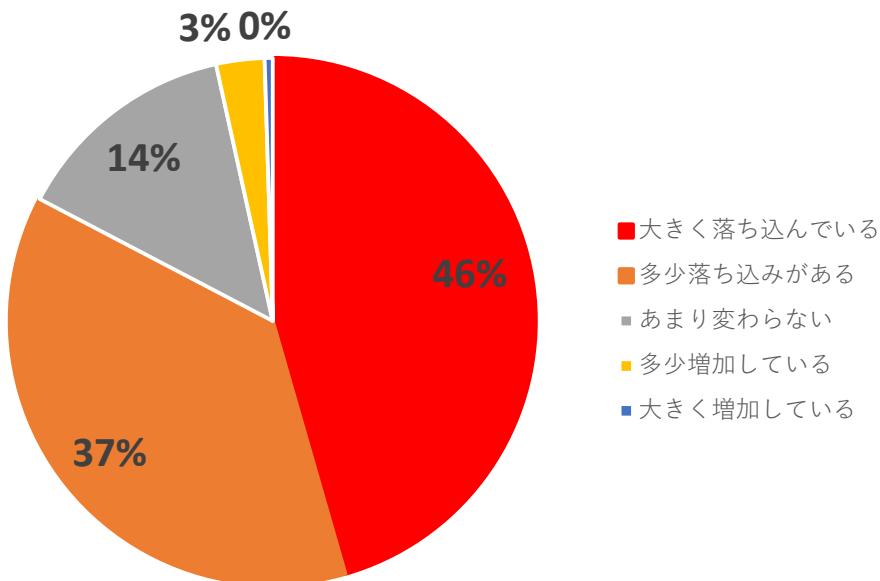
企業名	生産停止・短期労働（Kurzarbeit）導入・連邦／州の支援など	生産再開への動きなど	2020年1Qの販売状況など
ポルシェ	<ul style="list-style-type: none"> 3/21から2週間、本社工場及びライプチヒ工場の生産を停止。その後も引き続き生産を停止。 	<ul style="list-style-type: none"> 5/4から生産を徐々に再開。 	<ul style="list-style-type: none"> 2020年1Qの販売台数は5万3,125台（▲5%）。※ポルシェの販売認識時点は遅いため、2四半期以降に影響が出るとの報道あり。
アウディ	<ul style="list-style-type: none"> 3/23から欧州及びメキシコ工場の生産を停止。ドイツ国内工場（Ingolstadt及びNeckarsulm）で短期労働を導入。 	<ul style="list-style-type: none"> 4/20から在欧州拠点での生産を徐々に再開。ハンガリー工場では既に生産を段階的に拡大。 4/27にIngolstadt工場が約1,500人の従業員で生産を再開。 	<ul style="list-style-type: none"> 2020年1Qの販売台数は35万2,993台（▲21.1%）。 中国（▲28.9%）、欧州（▲19.0%）、米国（▲14.0%）。中国は3月終わりに回復。
MAN	<ul style="list-style-type: none"> 3/19からミュンヘン工場の生産を停止。また、3/23から短期労働導入。ドイツ国内では1万3千人あまりが短期労働の対象。 	<ul style="list-style-type: none"> 4/27から生産を徐々に再開。 	※四半期毎の発表していない模様。
ボッシュ	<ul style="list-style-type: none"> 3/25からドイツ国内のビジネス活動を縮小。対象は約35の自動車部門の拠点の活動など。 4月にドイツ国内の従業員（13万人）の約3分の1が短期労働。 	<ul style="list-style-type: none"> 4月末時点で63の工場が生産を停止しており、うち22が在欧州。<u>5月から徐々に生産を再開する予定。</u> <u>中国での生産は通常まで回復。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 2020年1Qのグループ全体の売上高は前年同期比で7.3%減。特に3月は17%減。
コンチネンタル	<ul style="list-style-type: none"> 4月1日時点では世界の生産拠点の40%が閉鎖。 ドイツでは従業員約3万人（国内の従業員の半分に相当）が短期労働者に。5月も一部では継続。 	<ul style="list-style-type: none"> 5月7日時点で、全世界249の製造拠点のうち、北米、ロシア、インドを中心に約5分の1は依然として停止中。24万人の従業員の約60%が短縮時間勤務を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 2020年1Qのグループ全体の売上高は98億ユーロ（▲10.9%）ゴム部門40億ユーロ（▲10.8%）、パワートレイン部門18億ユーロ（▲9.1%）
マーレ	<ul style="list-style-type: none"> 3/25までにすべての欧州工場を停止。 	<ul style="list-style-type: none"> 4/30、欧州工場の再開に向けて準備を進めている旨コメント。 	<ul style="list-style-type: none"> 4/30、2020年3月、4月の売上高が大幅減となった旨コメント。
レオニ	<ul style="list-style-type: none"> 3/23、欧州、北アフリカ、米国の工場の生産縮減、ドイツでの時間短縮勤務等を発表。 4/20、コロナウイルスの影響を受けた運転資金の不足に対し3億3,300万ユーロの連邦・州合同の融資保証を受けることを発表。州は拠点があるバイエルン州、ニーダーザクセン州、ノルトライン・ヴェストファーレン州からの保証。2022年12月まででその間の配当は実質禁止。 		

7.日系企業への影響

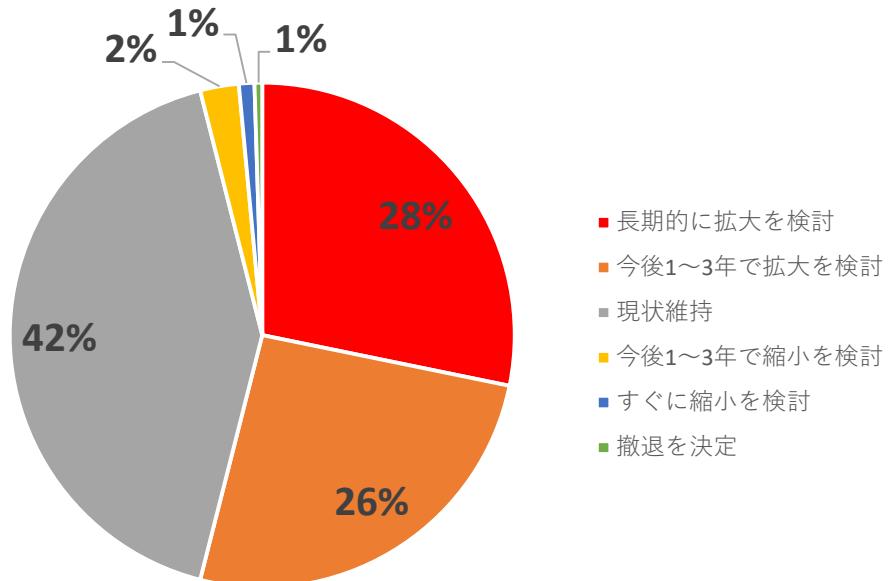
2020年5月11日時点
暫定値

- ジェトロが現在実施している在独日系企業向けの緊急アンケート（調査日：5月5～11日時点まで、回答社数：202社）によると、今期の売上高については82.7%が「大きく落ち込んでいる」または「多少落ち込みがある」と回答。
- ドイツにおける今後のビジネス展開の方向性については、現状維持と回答した企業が42%、今後拡大を目指す企業が54%だった。現時点で縮小や撤退を検討している企業は4%程度にとどまる。

今期売上高への影響



ドイツにおける今後のビジネス展開の方向性



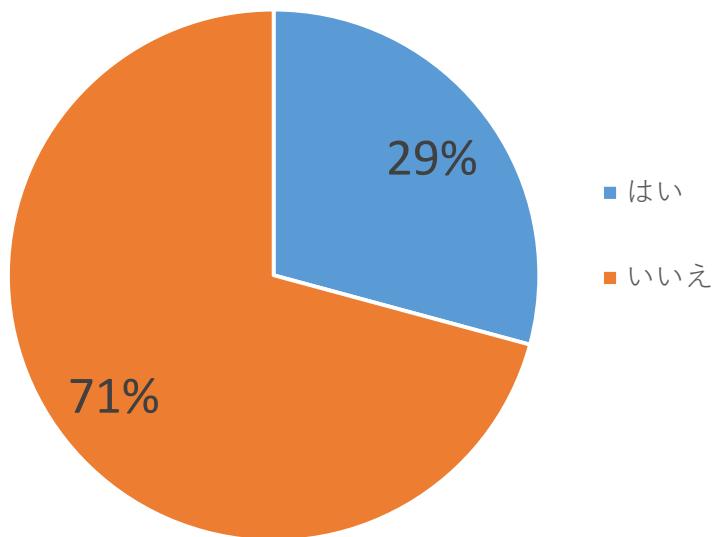
出所：ジェトロ

7. 日系企業への影響

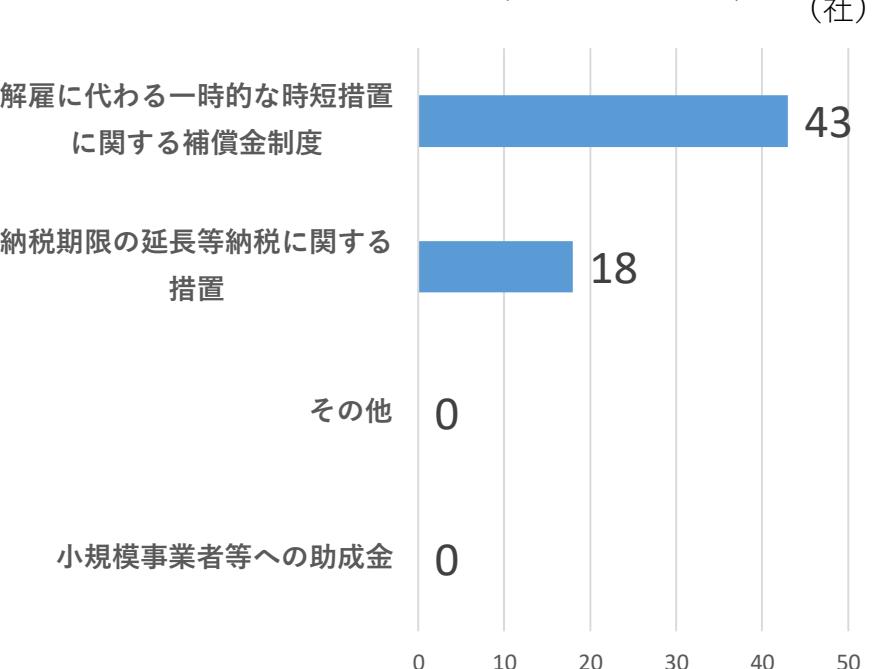
2020年5月11日時点
暫定値

- 連邦政府、州政府による特別救済措置については活用している企業は29%に留まる。
- 実際に利用した支援策としては、短縮労働時間給付金制度が43社、納税期限の延長等納税に関する措置が18社だった。
- 小規模事業者等への一時金は、資本要件から日系企業は基本的に享受できません。

連邦政府、州政府による特別救済措置等



実際に利用した支援策（複数回答あり）



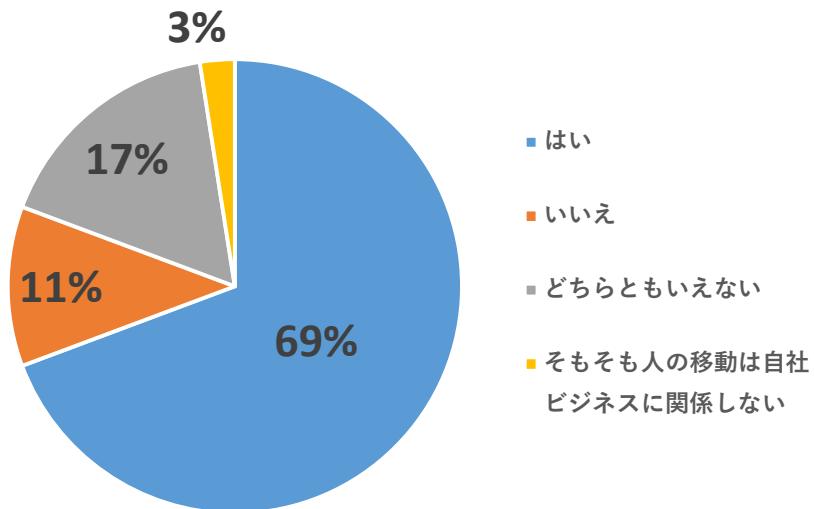
出所：ジェトロ

7. 日系企業への影響

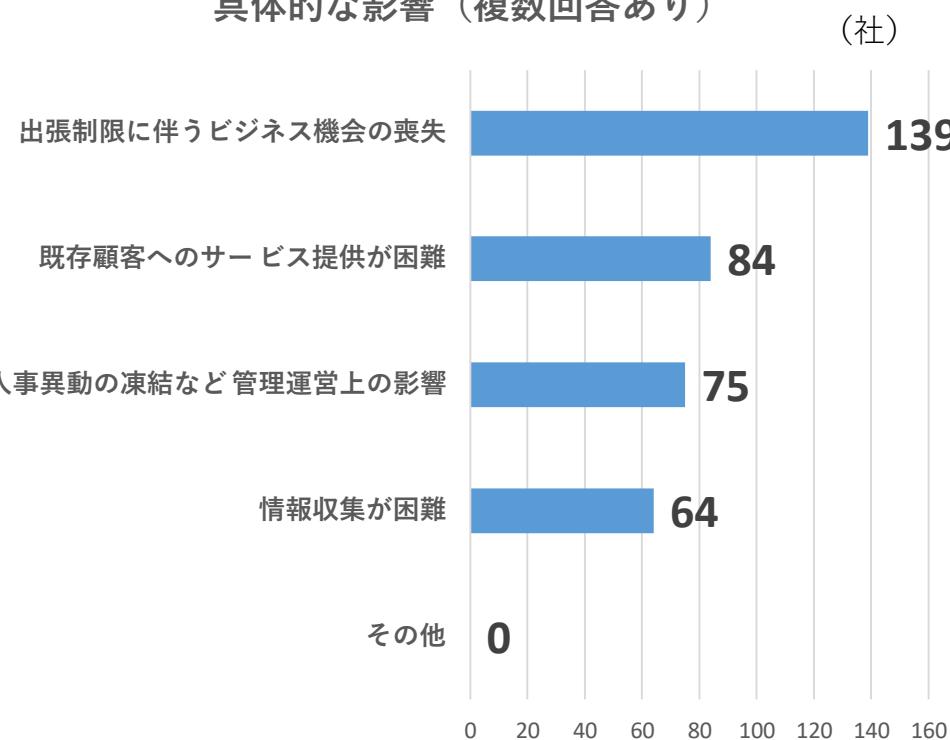
2020年5月11日時点
暫定値

- 人の移動（ビザ・入国規制）への業務への影響については69%の企業が影響を受けたと回答
- 具体的な影響としては、「出張制限にともなうビジネス機会の喪失」が139社で最も多く、「既存顧客へのサービス提供が困難」（84社）、「人事異動の凍結など管理運営上の影響」（75社）が続いた。

人の移動（ビザ・入国規制）への業務への
影響



具体的な影響（複数回答あり）

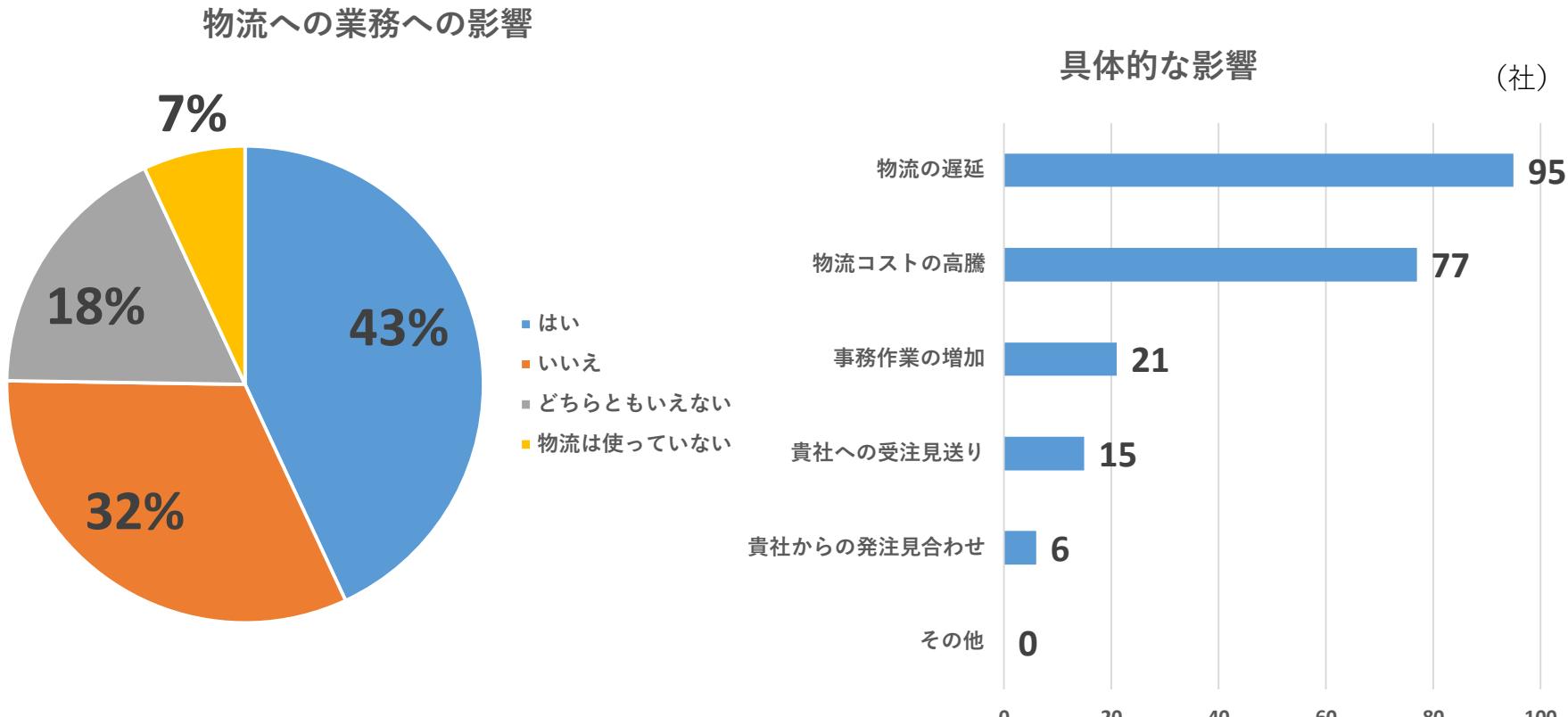


出所：ジェトロ

7.日系企業への影響

2020年5月11日時点
暫定値

- 物流業務への影響については43%の企業が影響を受けたと回答
- 具体的な影響としては、「物流の遅延」（95社）や「物流コストの高騰」（77社）などを挙げる企業が多かった。



8. 経済の回復見通し

- 経済エネルギー省（BMWi）は、4月29日、春季経済予測を発表、2020年の実質GDP成長率はマイナス6.3%に落ち込む一方、2021年には5.2%に回復するとの見方を示す。2020年3月中旬から4月にかけて社会的接触制限措置が継続され、その後は段階的に緩和されるとの想定の下、算出。
- GDPの落ち込みは2020年第2四半期にピーク、2019年末の水準に回復するのは2022年以降に。
- 世界経済全体の深刻な景気後退と外需減少の影響により、輸出はマイナス11.6%と大幅に減少すると予測。製造業では、国際的なサプライチェーンの変調にも大きな課題。
- 内需もマイナス4.5%の減少と厳しい予測。政府による社会的接触制限やロックダウンの措置により、特に小規模なサービス業を中心に大きな影響を及ぼす。労働市場の悪化を起因とする消費者マインドの冷え込みにより、個人消費はマイナス7.4%と大きく落ち込む。
- 産業分野でも投資意欲の減退により、機械設備投資はマイナス15.1%に落ち込むと指摘している。

項目	2019年	2020年	2021年
	(実績)	(見通し)	(見通し)
① 実質GDP成長率（前年比、%）	0.6	-6.3	5.2
内需	1.0	-4.5	4.6
個人消費	1.6	-7.4	6.5
政府消費支出	2.6	3.7	1.3
総固定資本形成	2.6	-5.0	3.5
機械設備投資	0.6	-15.1	8.7
建設投資	3.9	-1.0	1.1
輸出	0.9	-11.6	7.6
輸入	1.9	-8.2	6.5
②消費者物価上昇率（前年比、%）	1.4	0.5	1.5
③失業者数（100万人）	2.27	2.62	2.46
④就業者数（100万人）	45.3	44.9	45.0

9.まとめと今後の注目ポイント①

- ドイツでは、他のEU諸国と足並みを合わせた**入国制限**や国境管理、国内の行動制限等の措置が功を奏し、新規感染は落ち着ちつきを見せていく。5月6日の連邦政府および各連邦州政府の緩和方針の合意事項に基づき、今後は各州政府主導での緩和が行われる。一方、新規感染者数増加がみられる場合には制限措置が再導入される。
- 政府は短時間労働給付金制度の拡充ほか、ドイツ復興金融公庫（KfW）を通じた融資や政府保証枠の拡大、税関連での流動性支援、小規模事業者及び単独自営業者等向け給付金などの経済対策パッケージを矢継ぎ早に発表。
- 国内では政府の対応を評価する動き。与党CDU/CSUは支持率を回復、メルケル首相個人への評価を高い。2021年秋の連邦議会選挙に向け、メルケル首相は次期首相候補にはならない意向を示しているが、果たして
...。

9.まとめと今後の注目ポイント②

- 政府は、2020年の実質GDP成長率がマイナス6.3%に落ち込むと予測。多くのドイツ企業が2020年の売上の減少を予測。各産業団体からは、政府の緩和方針を歓迎する一方、具体的な経済刺激策の欠如を指摘する声が上がる。EUや他の諸外国と強調を求める声も。
- 主力の自動車産業では徐々に生産再開の動き。ただし生産再開以降も消費者マインドの冷え込みによる業績悪化を懸念する声も多い。経済刺激策の一環として、購入支援策の実施を求める声も大きくなっている。一方、その経済的効果や環境を疑問視する声も出ている。
- 在独日系企業からは、需要減少や先行き不透明感を憂慮する声や、EUへの入域制限や域内での移動制限による事業の停滞や人事の滞りなどが課題として聞かれる。緩和の方針を受け、在宅勤務の解除を検討する動きも出始めている。オフィス内のソーシャルディスタンスへの配慮ほか、シフト制などの工夫をしている企業も多い。一方、感染防止の観点と需要減の観点から、従業員の短縮労働を導入または導入中の企業もあり、各社によって状況が分かれている。

ご清聴有難うございました

【ご注意】

本日の講演内容、資料は情報提供を目的に作成したものです。

主催機関および講師は資料作成にはできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、その正確性を保証するものではありません。本情報の採否はお客様のご判断で行いください。

また、万一不利益を被る事態が生じましても主催機関及び講師は責任を負うことができませんのでご了承ください。